

# 意見書

令和元年8月26日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 へ

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

NGN IPoE 協議会（会長 石田慶樹）

連絡担当者：

NGN IPoE 協議会 事務局

電話番号：

03-6435-8789

メールアドレス：

contact@ipoe-c.jp

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 該当箇所   | 意見  |
|--|---|
| <p>第2章 NGN の県間通信設備の扱い</p> <p>(4) 考え方</p> <p>他方で、これら2種類の県間接続料の適正性の具体的な方については、自己設置ではない設備が用いられていることもあり、現在のところ、何らかの方向性を見出している状況ではない。加えて、NTT東日本・西日本からコストの低廉化に応じた料金の低廉化を検討するという考えの表明や優先パケット県間接続料を改めて算定するとの考えの表明があったことも踏まえると、まずは、本研究会でNTT東日本・西日本の自主的取組について説明を受け必要な場合には行政から更に詳細を調査し又は指摘を行うなどの検証作業を行い、料金算定の適正性に関する理解を深めていくことが適当であると考えられる。したがって当面は、こうした取組の状況にも鑑みつつ、主に実質的に適正性・公平性・透明性を確保するという観点から、IPoE 接続に係るBE県間接続及び優先パケット県間接続について、制度における具体的な対応の要否を検討していくべきである。</p> | <p>日本のインターネット普及と利用促進の観点から、NTT 東日本・NTT 西日本が県間接続料金の低廉化について検討することを歓迎します。その料金の検討に当たっては、合理的な基準に基づいて算定して頂くことを要望します。</p>   |
| <p>3. 参入可能性の確保と費用負担の適正化 (IPoE 接続)</p> <p>第二次報告書取りまとめ時から現在に至るまで IPoE 接続の「直接接続事業者の上限」、「接続用ポートの小容量化」及び「POIの増設」に関する基本的な状況は不変であり、したがって同報告書のこれらに関する考え方は引き続き妥当である。本研究会においては、引き続き、関係事業者・団体からの要望に応じ必要な説明を受けるなどして、状況を注視していくことが適当と考えられる。</p>  | <p>IPoE 接続について「特定県等域のみでの接続」「直接接続事業者の上限の緩和」「接続用ポートの小容量化」及び「POIの増設」等を実現するに当たり、接続料の算定方法が変更される場合には、その変更によるコストが最終的に利用者に転嫁され、利用者の負担が増加する懸念があるため、既存のVNE 接続事業者と事前に協議し、検証することを要望します。</p> |
| <p>第5章 接続に関する情報の取扱い及び団体協議</p> <p>(3) 考え方</p> <p>イ 団体協議の在り方</p> <p>なお、その際団体協議で取り扱う情報の共有の範囲についてどのように整理を図るかは今後の課題であり、JAIPA及びNTT東日本・西日本からはその点についても団体協議の中で解決を図っていきたいとの姿勢が示されたところであるが、こうした課題についても、当事者間でよく意思疎通を図り、互いの事情に配慮しつつ、一定の合意が達成されることが望ましい</p>  | <p>NTT 東日本・NTT 西日本と各接続事業者との間で個別にNDAを締結している状況において、協議の目的を鑑みて同種の協議内容と類推されるものであれば、それら接続事業者と団体協議を行うことも考慮することを要望します。</p>  |

と考えられる。